

(参考)

1. 沖縄島北部地域マングース防除事業について

ジャワマングース（以下「マングース」という）は 1910 年に沖縄島的那覇郊外に持ち込まれた外来生物です。沖縄島南部に定着し、次第に生息数と分布域を拡大しながら北上し、1990 年代には大宜味村塩屋と東村平良を結んだライン以北のやんばる地域に侵入したと考えられています。その後、マングースの捕食等により、ヤンバルクイナなど希少種の分布域の縮小や生息数の減少が明らかになっています。

沖縄県では平成 12 年度より、環境省では平成 13 年度より、防除事業を行ってきました。平成 17 年度からは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）に基づいて、10 年間（平成 26 年度まで）でマングースをやんばる地域から根絶する防除実施計画を立て、この計画に基づいて防除事業を実施しているところです。

一方で私たちが考えなくてはいけないのは、マングースを沖縄に連れてきたのは私たち人間であり、マングースに本来、罪はないということです。私たちが連れて来なければ、マングースにより沖縄の生態系が破壊されることも、マングースを駆除する必要もなかったでしょう。私たちは、このような状況を十分反省し、二度と繰り返さないようにしなければなりません。

2. 防除チームの仕事

沖縄県・環境省の雇用従事者計 22 名からなる防除チームは、多数のワナを林内に設置しマングースを捕獲するとともに、マングースの生息状況をモニターすることが主要な仕事ですが、新たな駆除方法の検討のための調査も実施します。さらに、やんばる地域の野生生物の情報を収集することも併せて行っています。沖縄県・環境省の防除事業では、バスターズのこれらの結果を基に、より効果的かつ効率的なマングース防除のための戦略を練っていきます。

なお、奄美大島においては、環境省がマングース防除事業を実施しており、平成 17 年に奄美マングースバスターズ（AMB）を結成しています。